

地方職員共済組合掛金率及び負担金率（令和6年4月1日）

(単位：千分率)

			短 期 介 護												長 期												長 期 追 加 費 用		
			掛 金		負 担 金										掛 金		負 担 金										負 担 金		
			給料	期末等	府		公益法人		営利法人		職員団体		共済組合		給料	期末等	府		公益法人		営利法人		職員団体		共済組合		府	共済組合	
					給料	期末等	給料	期末等	給料	期末等	給料	期末等	給料	期末等			給料	期末等	給料	期末等	給料	期末等	給料	期末等	給料	期末等			
一 般 組 合 員	一 般 職 員	短 期 介 護	49.36 8.33	49.36 8.33	50.07 8.33	50.07 8.33									4~8月 9~3月	99.00	99.00	138.6953	138.6953									19.1	
		公 益 派 遣 職 員	短 期 介 護	49.36 8.33	49.36 8.33	0.71 8.33	0.71 8.33	49.36 8.33	49.36 8.33							4~8月 9~3月	99.00	99.00	39.6	39.6	99.0953	99.0953							19.1
	營 利 派 遣 職 員	短 期 介 護													4~8月 9~3月	99.00	99.00	39.6	39.6			99.0953	99.0953					19.1	
		職 員 団 体 専 従 職 員	短 期 介 護	49.36 8.33	49.36 8.33	0.71 8.33	0.71 8.33				49.36 8.33	49.36 8.33				4~8月 9~3月	99.00	99.00	39.6	39.6					99.000	99.000			19.1
	共 済 組 合 職 員	短 期 介 護	49.36 8.33	49.36 8.33									50.07 8.33	50.07 8.33	4~8月 9~3月	99.00	99.00	39.6	39.6						99.0953	99.0953		17.8	
		特 別 職 (知 事 以 外)	短 期 介 護	49.36 8.33	49.36 8.33	50.07 8.33	50.07 8.33								4~8月 9~3月	99.00	99.00	138.6953	138.6953									19.1	
知 事 組 合 員	短 期 介 護	49.36 8.33	49.36 8.33	50.07 8.33	50.07 8.33									4~8月 9~3月	99.00	99.00	138.6953	138.6953									19.1		

※短期欄の上段は、短期掛金率・負担金率を、下段は、介護掛金率・負担金率を示す。

※「期末等」とは、期末手当、勤勉手当を示す。

※後期高齢者等組合員である組合員の短期給付に係る掛金及び負担金については、表中「49.36」とあるのは「3.9」、「50.07」とあるのは「4.61」とする。

		掛 金		負 担 金	
		給料	期末等	給料	期末等
短 期 組 合 員	短 期 介 護	49.36 8.33	49.36 8.33	50.07 8.33	50.07 8.33

[短期負担金内訳]
 (給料) 50.07 = 短期給付に要する財源率： 47.98 +福祉事業に要する財源率： 1.38 +育児、介護休業手当金に要する公的負担率： 0.71
 (期末手当等) 50.07 = " 47.98 " 1.38 " 0.71

[長期期負担金内訳]
 (給料：4月～8月) 138.6953 = 厚生年金給付財源率： 91.50 +退職等年金給付財源率： 7.5 +経過的長期給付財源率： 0.0953 +基礎年金拠出金に係る公的負担率： 39.6
 (給料：9月～3月) 138.6953 = " 91.50 " 7.5 " 0.0953 " 39.6
 (期末手当等：4月～8月) 138.6953 = " 91.50 " 7.5 " 0.0953 " 39.6
 (期末手当等：9月～3月) 138.6953 = " 91.50 " 7.5 " 0.0953 " 39.6

《 事 務 費 》 組合員年間1人当たり： 4,298 円 (本部事務費4,056円+支部事務費242円)
 支払時期と金額：4月～8月及び10月～3月の各月組合員1人当たり242円/12月、9月のみ組合員1人当たり242円/12月+4,056円
 ※本部事務費については組合員数に短期組合員を加える。(支部事務費は短期組合員数を加えない。)

《 長 期 追 加 費 用 》 支払時期： 当該年度の9月末日まで
 金 額： 4月1日における厚生年金保険料の計算基礎となる標準報酬月額(※) × 12 × 18.2/1000
 +経過的長期負担金の計算基礎となる標準報酬月額(※) × 12 × 0.9/1000
 ※4月1日に遡及して給与改定が行われても給与改定前の標準報酬月額となる。

〈掛金及び負担金の計算基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額の最高限度額〉

〔短期〕〔介護〕	〔給料〕	〔期末手当等〕	〔長期〕	〔給料〕	〔期末手当等〕
一般組合	1,390,000 円		一般組合	650,000 円	
特別職	1,390,000 円		特別職	650,000 円	
全組合員	年度中の期末・勤勉手当の計		全組合員	1,500,000 円	
	5,730,000 円				

《児童手当拠出金》	
金 額	厚生年金保険料の計算基礎となる標準報酬月額 × 3.6 / 1000 厚生年金保険料の計算基礎となる標準賞与額 × 3.6 / 1000
標準報酬月額及び標準賞与額の最高限度額	
【標準報酬月額】	650,000円 (長期と同額)
【標準賞与額】	1,500,000円 (長期と同額)